

高齢者・福祉

令和6年度いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨ばたん圓と交換できます。

対 市内在住の65歳以上の人

ポイント付与期間

4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
※年度が変わると付与されたポイントは失効します。

ばたん圓交換申込期間

7月1日(月)～令和7年3月17日(月)
※申込みは年度内1回に限ります。

今月号掲載の対象事業	ページ
社会教育講座「カラダが喜ぶエクササイズ」	13
市民病院・市民公開講座「年齢にともなう眼の病気」	16
1日人間ドック・1日併診ドックの助成	19
いきいき生活教室	20
みんなきらめけ!!ハッピー体操	21
こちらウォーキングセンターです	22
月例市民ウォーキング	22

問 高齢介護課

☎21-1406

☎22-7731



市HP

いきいき生活教室

日 5月8日・22日、6月5日(水)午前10時～11時30分(5月22日のみ正午まで)

場 高坂丘陵市民活動センター

対 市内在住の65歳以上の人

定 20人(申込順)

内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。

費 400円(食材費等)

申・問 5月1日(水)までに直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

☎22-5561

☎25-3305



市HP

令和6年度から介護保険料が変わります(65歳以上の人)

介護保険制度は介護が必要になったときサービスを利用できるように、介護を社会全体で支える仕組みです。実態に即した運用を行うため、3年ごとに制度の内容や介護保険料を見直しています。

介護サービスに係る費用の見込額等を推計し算出された令和6～8年度の65歳以上の人介護保険料の基準額は、月額5,700円(年額68,400円)となります。なお、ご自身の保険料額は、7月に送付される介護保険料納入通知書又は介護保険料額決定通知書をご確認ください。

所得段階	対象	料率	年間保険料額	
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者もしくは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.285	19,400円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	33,100円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.685	46,800円	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	61,500円	
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	68,400円	
第6段階	本人が住民税課税の場合	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	82,000円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	88,900円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	102,600円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	116,200円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	129,900円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	143,600円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	157,300円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	164,100円

※基準額(第5段階の年額68,400円)に各段階の料率を乗じた額が年間保険料額となります。なお、料率を乗じた結果、100円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てます。

問 高齢介護課 ☎21-1460 ☎22-7731

**みんなきらめけ!!
ハッピー体操**

介護予防を目的とした体操です。
4月11日(木)の北地区体育館、4月17日(水)の唐子地区体育館は中止します。

ところ	5月
市民体育館	20日(月)
唐子地区体育館	15日(水)
北地区体育館	9・23日(木)
南地区体育館	10・24日(金)
大岡市民活動センター	2・16日(木)
野本市民活動センター	13・27日(月)
高坂丘陵市民活動センター	7・21日(火)
大岡コミュニティセンター	7・21日(火)
きらめき市民大学	13・27日(月)
きらめき市民大学(男性向け)	20日(月)
市民福祉センター	2・16日(木)
すわやま荘	21日(火)

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センター、きらめき市民大学(男性向け)は午後2時～3時30分)

※○で囲まれている日は体力測定会を行います。開始時間が30分早まります。

対 市内在住の60歳以上の人
持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル・ヨガマットなど(敷物用)、体育館履き、飲み物

※事前申込は不要。お住まいの近くの会場での参加をお願いします。

問 総合福祉エリア

☎22-5561 ☎25-3305

高齢介護課

☎21-1406 ☎22-7731



市HP

※市HPでは、自宅でも健康づくりに取り組めるよう、みんなきらめけ!!ハッピー体操の動画を公開しています。動画を参考に、体を動かして、筋力アップに取り組みましょう。



民生・児童委員が委嘱されました

4月1日付けで、民生・児童委員2人が新たに委嘱されました。現在、定数162人中152人の民生・児童委員が、地域住民の身近な相談相手として活動しています。

お住まいの地区の担当民生・児童委員等は、社会福祉課へお問い合わせください。

問 社会福祉課

☎21-1408 ☎24-6066



市HP

高齢者世帯調査

対 70歳以上の高齢者のみの世帯

内 今年度の高齢者世帯調査を4月から実施します。お体の具合や困りごと、緊急時の連絡先などについて、民生委員が訪問し調査します。

問 高齢介護課

☎21-1406 ☎22-7731

紙おむつ給付サービスの制度が変わります

4月1日から、紙おむつ給付サービス(月に1度、市が委託した業者が利用者の選択した紙おむつをお届け)の制度が変わります。

対 以下のすべてに該当する人

- ・本市介護保険の被保険者で在宅介護の人(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設入所中又は入院中の人は除く)
- ・要介護度が要介護1から要介護5までに該当すると認定された人
- ・ケアマネジャー等の意見により、常時紙おむつの必要性のある人
- ・介護保険の給付制限のない人

給付限度額(市が負担する限度額) 介護保険の負担割合証に記載された割合に応じた給付限度額があります。給付限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

利用者負担割合 介護保険の負担割合に応じた利用者負担があります。

介護保険負担割合	市が負担する給付限度額	利用者負担割合
1割負担の人	3,600円	1割
2割負担の人	3,200円	2割
3割負担の人	2,800円	3割

※給付対象上限額は4,000円です。

給付例

【例1】給付対象上限額以下の場合

介護保険負担割合1割の人が、3,000円分の紙おむつの給付を受けた場合、自己負担額は300円となります(3,000円の1割:300円が自己負担)。

【例2】給付対象上限額と同額の場合

介護保険負担割合1割の人が、4,000円分の紙おむつの給付を受けた場合、自己負担額は400円となります(給付対象上限額4,000円の1割:400円が自己負担)。

【例3】給付対象上限額を超えた場合

介護保険負担割合1割の人が、5,000円分の紙おむつの給付を受けた場合、自己負担額は1,400円となります(給付対象上限額4,000円の1割(400円)と超過分(1,000円):1,400円が自己負担)。

※4月から7月までの間は移行措置として、介護保険負担割合によらず、自己負担額を一律1割、給付限度額を一律3,600円といたします。

※自己負担額をご負担いただけない場合は、利用廃止となり、紙おむつ代金の全額をご負担いただきますのでご注意ください。

※休止期間が6か月を超えた場合、再度給付申請の手続きが必要になります。

問 高齢介護課 ☎21-1406 ☎22-7731